

駐車場を敷地外(隔地)とする又は、変更する場合の記載例(建築物の新築・増築・用途変更)

正副2部提出してください。

駐車施設設置(変更)承認申請書

年 月 日

法人の場合は名称と代表者氏名を

(あて先) 千葉市長

申請者

住所 千葉市中央区千葉港1-2
株式会社 ちば
氏名 代表取締役社長 千葉 太郎 ㊤
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

2部とも押印を

@

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和46年千葉市条例第37号)第7条第2項の規定により、駐車施設の設置(変更)について承認を受けたいので申請します。

条例第3条・第4条又は第7条第1項の建築物	所在地	千葉市中央区千葉港1-1			いずれかにチェック	
	建築物用途	事務所・店舗・共同住宅など		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更		
	建築物用途別延べ面積	特定用途部分	確認の上記入	m ²	合計	m ²
		非特定用途部分		m ²		
	地域地区	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用 <input type="checkbox"/> 第一種住居 <input type="checkbox"/> 商業 <input type="checkbox"/> 工業	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用 <input type="checkbox"/> 第二種住居 <input type="checkbox"/> 近隣商業 <input type="checkbox"/> 工業専用	<input type="checkbox"/> 準住居 <input type="checkbox"/> 準工業		
	法定容積率	%	法定建ぺい率	%		
		<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区	<input type="checkbox"/> 周辺地区	どちらかにチェック		
同一敷地内に駐車施設を附置できない理由	隔地とする場合は理由を明記すること いずれかに○					
駐車施設	1 権利の区分	(1)所有者 (2)借地者 (3)その他()				
	2 規模	自走式	建築物内 ○台	建築物外 台	合計	
		特殊な駐車装置	建築物内 台	建築物外 ○台	○○台	
	3 特殊な駐車装置	種類 ○○方式	認定番号	第○○-××号		
	4 条例第3条又は第4条による駐車施設の最小規模	条例で必要な台数(算定表から算出)	台	台数(左欄)×2.5×6.0		
	5 4における最小規模のうち、隔地駐車施設における設置台数	隔地の場合記入	台	m ²		
6 5における隔地駐車施設の位置						
※ 受付年月日および番号		年 月 日 第 号				

容積対象面積ではありません(延べ面積(いわゆる法延べ)です(延べ面積に駐車場を含む場合は除外可))

敷地内のすべての駐車施設台数を記入

機械式の場合、大臣認定の分類と番号を記入

認定書の写しと仕様を記載した図面を添付してください

- (注) 1 設置者が法人の場合は、名称・代表者の氏名を記入してください。
- 2 提出書類は、すべてA4(図面は折り込み)の大きさとし、左とじにしてください。
- 3 この届出書は2部提出してください。
- 4 変更の場合は変更部分について変更前を黒、変更後を赤で二段書きしてください。
- 5 駐車施設の権利関係を証するための書類(登記事項証明書等)を添付してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

裏面に添付図面について説明しています。よくお読みの上、ご提出ください。

添付図面

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 届出位置を朱書きで示してください
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模 すべての階の平面図を添付してください
駐車施設	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員その他主要な施設 すべての階の平面図を添付してください

(注) 条例第6条第2項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設の場合は、当該装置の大臣認定書の写しとその仕様を明示した図面等を併せて添付して下さい。

ご注意ください。

建築物が大規模な場合は、この縮尺以上(1/600程度)でも可。寸法が確認できる図面を添付のこと。(ノースケールは不可)